

地域で除雪活動を行う皆さまへ

平成30年度

# 除雪機械購入補助制度



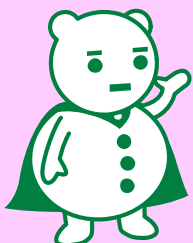
についてのお知らせ

札幌市では、地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機の購入補助を行っております。



- 補助金額 購入金額の1/2（上限50万円）
- 補助対象
  - ・町内会
  - ・除雪ボランティアを行う団体（NPO・ボランティア団体・地域組織など）※個人への補助は行っておりません。
- 対象機械 ハンドガイド型小型除雪機（安全装置のついた機種であること）  
※販売業者以外からの購入は対象となりません。
- 条件
  - ・市道で行う地域の除雪活動を基本として使用すること。
  - ・購入した除雪機械で3年間は除雪活動を行うこと。
  - ・実績報告書を毎冬1回、3年間提出すること。
- 使用例
  - ・雪山で狭くなった生活道路の幅を広げる作業
  - ・市が除雪対象としていない生活道路（車道又は歩道）の除雪
  - ・高齢者や障がい者宅周りの除雪（福祉除雪を含む）
  - ・消火栓やゴミステーション周りの除雪 など

- 申込書類
  - ・ 申請書（様式1）
  - ・ 購入しようとする除雪機械の見積書および仕様書（カタログ等）
  - ・ 除雪機械により除雪を実施する場所の地図（使用目的も併記してください）
  
- 申込方法 申請書類を下記の【お申込み・お問い合わせ先】まで、除雪機械を購入する2週間以上前に、下記へお申し込みください。
  
- 受付期間 平成30年10月19日（金）～  
※予算に達し次第、受付を締め切ります。
  
- 注意事項
  - ・ 申請した使用目的以外には使用しないでください。
  - ・ 作業による事故については使用者の責任となりますので、安全に十分注意してください。
  - ・ 除雪機械を営利目的に使用しないでください。
  - ・ 市の除雪作業について雪置きなどを理解し、支障とならない様に地域の除雪作業を行ってください。



【お申込み・お問い合わせ先】  
札幌市建設局雪対策室計画課  
札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎8階）  
Tel211-2682